ACSES ニュースレター_２４７７号（2023 年 3 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（42 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇医薬品卸５社に課徴金６．２億円　国立病院機構入札で談合―公取委<Web 報道>
◇静岡のネスレ工場で火災　けが人確認されず<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム電池内蔵充電器)<消費者庁>
・三菱重工子会社がデータ改ざん　福島の清掃設備、排ガス測定<Web 報道>
・大学に偽アドレス、誤送信狙う？　「ドッペルゲンガー」相次ぐ<Web 報道>
・「これだけの捏造は前代未聞」岡山大学教授の論文で不正発覚　がん新治療の研究で【岡山】<放送報道>
・大学教授を懲戒解雇…研究室を訪れた卒業生に「わいせつ行為」と学内調査で認定　静岡文化芸術大学<放送報道>
◇事故、事件の続報
・関西電力・発電所火災　“バイオマス燃料”自然発火が原因か　微生物による発酵で発火の可能性<放送報道>
・年２回しか湯換えしない旅館に福岡県はどう行政指導したのか「県民が混乱する」からすべて“黒塗り”で開示<放送報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・消防危第 59 号　危険物等に係る事故防止対策の推進について<消防庁>
・「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」の公表<消防庁>
・「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂しました<経済産業省>
・77 歳男性が浄化槽の修理作業中に転落し死亡　会社と元工場長を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検　浜松労働基準監督署<放送報道>
・株式会社シーズコーポレーションに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について<消費者庁>
・わいせつ教員の情報共有、来月から…採用時に免許失効の検索義務づけ<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・環境省　日本海溝巨大地震の災害廃棄物を推計　最大で震災を上回る2700万トン<放送報道>
[原子力施設全般]
・伊方原発３号機の放射性ヨウ素濃度上昇 燃料集合体2体から漏えい確認 燃料棒に「小さな穴」の可能性<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[3] 環境関連法改正情報（2023 年２月分：１件）を更新しました<産業環境管理協会>
[4] 農薬
◇農薬「フェナミホス」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬「酸化亜鉛（対象外物質)」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬「シフルフェナミド」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>

木五倍子、木付子（キブシ）

◇農薬「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉

[5] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 443 号）〈官報〉

◇肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 444 号）〈官報〉

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 445 号）〈官報〉

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 454 号）〈官報〉

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 455 号）〈官報〉

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 456 号）〈官報〉

[6] 食品安全衛生関係

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 80 号）〈官報〉

◇食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働省告示第 81 号）〈官報〉

◇「食品安全委員会が評価した化学物質の毒性評価情報（食品添加物）」を公開しました〈内閣府食品安全委員会〉

◇「令和 3 年度アミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類含有実態調査」の結果について〈農林水産省〉

◇食品に残留する農薬等の試験法〈厚生労働省〉

◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法〈厚生労働省〉

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 83 号）〈官報〉

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 84 号）〈官報〉

◇食品安全情報(化学物質)No.6(2023)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

◇制度改正で「遺伝子組み換えではない」激減も新たな表示〈Web 報道〉

[7] 廃棄物関係

◇家電リサイクル法に基づく引取義務違反に係る勧告を行いました〈環境省〉／レオパレス、廃棄のエアコンなど引き取らず　家電リサイクル法違反〈新聞報道〉

[8] 温暖化対策関係

◇国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第８号）〈官報〉

◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書統合報告書の公表について〈経済産業省〉

[9] 環境安全関係

◇環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第９号）〈官報〉

◇環境測定分析統一精度管理調査に関する令和４年度調査結果の取りまとめについて〈環境省〉

◇東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

◇環境先進企業を認定する「エコ・ファースト」認定式（第 21 回）開催のお知らせ及び環境省の調達案件の評価項目対象にエコ・ファースト企業であることを追加する取組の開始について〈環境省〉

◇(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

[10] エネルギー問題

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 68 号）〈官報〉

[11] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　７件

[12] その他省庁発表　５件

[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　２件

[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：６件
[付録]
◇消防危第 59 号　危険物等に係る事故防止対策の推進について〈消防庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇医薬品卸５社に課徴金６．２億円　国立病院機構入札で談合―公取委
＜時事ドットコム　2023 年 3 月 24 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2915742

独立行政法人国立病院機構（東京都目黒区）が九州７県の病院への医薬品納入のため実施した入札で談合があったとして、公正取引委員会は２４日、独禁法違反（不当な取引制限）で、医薬品卸大手「アルフレッサ」（同千代田区）など５社に計約６億２７００万円の課徴金納付と、再発防止を求める排除措置を命じた。

課徴金納付などを命じられたのはアルフレッサのほか、東邦ホールディングスのグループ会社「九州東邦」（福岡市）、スズケンの子会社「翔薬」（同）、「富田薬品」（熊本市）、「アステム」（大分市）。メディセオのグループ会社「アトル」（福岡市）も談合に関与したと認定されたが、課徴金減免制度に基づき調査開始前に違反を自主申告したため、処分を免れた。

公取委によると、６社は遅くとも２０１６年６月から１９年１１月にかけ、同機構などが運営する福岡など九州７県の３１病院が調達する医療用医薬品について、自社の利益を確保するため一般競争入札の受注業者を事前に決定。入札価格を高止まりさせ、競争を事実上制限したとされる。

１６～１９年の３１病院向けの医薬品に関わる競争入札は計約８５０億円分に上り、その大部分で談合が行われたという。公取委は談合が薬価改定にも影響し、消費者負担が増えた可能性があるとみている。

公取委の処分を受け、アルフレッサの親会社アルフレッサホールディングスや東邦ホールディングスはホームページ上に「多大なご迷惑、ご心配をお掛けしたことをおわびする」などのコメントを掲載した。

◇静岡のネスレ工場で火災　けが人確認されず
＜共同通信　2023 年 3 月 24 日＞　https://nordot.app/1011916663027761152
https://news.yahoo.co.jp/articles/f4fdce8ff2052017ae47167f371a3a896bee9ab8

24 日午後 3 時 5 分ごろ、静岡県島田市にあるネスレ日本の島田工場で「コーヒー豆がくすぶっている」と従業員から 119 番があった。島田署などによると、工場から出火したとみられる。けが人は確認されていない。

工場の担当者は取材に「被害の状況を確認中だ」と話した。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032640/

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：116 件
うち重大事故等として通知された事案：33 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032642/
1.事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):11件
(2)事故情報(食中毒情報)：18件
2.リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：46件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：8件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム電池内蔵充電器)
＜消費者庁　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032645/
特記事項:アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器のリコール(回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故：１件
（うちリチウム電池内蔵充電器１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うちリチウム電池内蔵充電器１件、土鍋１件、電気こたつ１件、 ディスペンサー（シャンプー用）１件、カーテン（シェード） １件、 コンセント１件）

・三菱重工子会社がデータ改ざん　福島の清掃設備、排ガス測定
＜共同通信　2023 年 3 月 24 日＞　https://ovo.kyodo.co.jp/flash/a-1853704
https://news.yahoo.co.jp/articles/b7696b20e276a7fa438be65232e4685094761672
　三菱重工業は 24 日、子会社の重環オペレーション（長崎市）が運転業務を受託している福島県いわき市の北部清掃センターで、排ガスに含まれる窒素酸化物の濃度の測定データを改ざんし、いわき市に提出していたと発表した。いわき市の管理目標値を超えたため、運転責任者が社内会議などで公開されることを恐れ書き換えたという。
　2020 年 10 月 25 日と 22 年 10 月 23 日、同 30 日の 3 日間、窒素酸化物の濃度が市の管理目標値を一時的に超過し、目標値以下の数字に書き換えていた。
　重環オペレーションは「データの書き換えを行ったことは極めて不適切な行為。再発防止を徹底する」としている。

・大学に偽アドレス、誤送信狙う？　「ドッペルゲンガー」相次ぐ
＜共同通信　2023 年 3 月 24 日＞
https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202303/0016173910.shtml
　文字列の一部を誤ったメールアドレスで送信したのにエラーは表示されず、個人情報を抜き取られる―。こうした被害に遭う恐れのあるケースが大学で相次いだ。アドレスのうち、インターネット上の住所を示すドメインを実物に似せたものは「ドッペルゲンガードメイン」と呼ばれる。専門家は誤送信を狙って作成されたと指摘。「思わぬ情報流出につながる」と注意を促している。
　埼玉大は 2022 年 11 月、教員が 21 年 5 月～22 年 3 月に業務関連のメールの自動転送先を間違え、記載された個人情報が外部に漏れたと発表した。教員は私用のアドレスで「@」の後ろの「gmail.com」を「gmai.com」と誤入力。私用のアドレスに転送されていなかったが、設定ミスだと判断していた。
　京都市立芸術大でも、21 年 3 月に職員が新入生の情報を教員へ送る際、同様に誤入力して送信する事案が発生。いずれも情報の悪用はなかったとしている。
　「ドッペルゲンガー」はドイツ語で分身を意味する。文字の間違いや打ち忘れを狙って設定されたとみられている。

・「これだけの捏造は前代未聞」岡山大学教授の論文で不正発覚　がん新治療の研究で【岡山】

＜OHK 岡山放送　2023 年 3 月 24 日＞
https://www.ohk.co.jp/data/24706/pages/
https://news.yahoo.co.jp/articles/7359d3a3a9fa6e0ae832df547c9c2ba5e77596e3
岡山大学は２４日、学術研究院の男性教授が論文をねつ造、改ざんしていたと発表しました。がんの新しい治療につながる研究が架空の実験結果で構成されていました。
（岡山大学・那須保友理事）
「これだけの捏造は前代未聞です」
岡山大学によりますと、論文のねつ造・改ざんが明らかになったのは、岡山大学学術研究院医歯薬学域の神谷厚範教授（５６）です。神谷教授が２０１９年に発表した、がんの新しい治療の可能性を示す内容の論文について、広い範囲が架空の実験結果で構成され、大量の不正行為が認定されたということです。
実験は、神谷教授が国立循環器病研究センターに在籍していた頃に行われ、同じ画像が、何回も使われていたり、使われたマウスの数が明らかに少ないなど岡山大学が１１３カ所のねつ造を確認しました。
神谷教授は、「画像の取り違えがあった」と主張し、不正については、否定しているということです。岡山大学は、速やかに厳正な処分を行うとしています。
また、岡山大学は現在、岡山商科大学法学部で教授を務める吉岡伸一名誉教授が、岡山大学在籍中に２つの論文で、他の研究者の論文を盗用していたと発表しました。

・大学教授を懲戒解雇…研究室を訪れた卒業生に「わいせつ行為」と学内調査で認定　静岡文化芸術大学
＜テレビ静岡　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/503659
静岡文化芸術大学の男性教授が、研究室を訪れた卒業生にわいせつな行為をしたとして懲戒解雇となりました。
懲戒解雇されたのは、静岡文化芸術大学・文化政策学部の 50 代の男性教授です。
大学によりますと男性教授は、2017 年 9 月に近況報告などをするために研究室を 1 人で訪れた卒業生の体に触れるなど、わいせつな行為をしたということです。
卒業生から 2022 年 9 月に相談があり、大学側は聞き取りなど調査を進め、教授は一部否定しているところがあるものの、わいせつ行為があったと認定しました。
横山俊夫学長は「このようなことが二度と起こらないよう、全学で取り組んでまいります」とコメントしています。

◇***事故、事件の続報***
・関西電力・発電所火災　“バイオマス燃料”自然発火が原因か　微生物による発酵で発火の可能性
＜関西テレビ　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/504168
https://news.yahoo.co.jp/articles/69d4c44ec4df30ebeb60459442919454b7aa61fe
今月、京都府舞鶴市にある関西電力の火力発電所で火事が起きた原因について、貯蔵したバイオマス燃料が自然発火した疑いが強いことが分かりました。
今月 14 日、舞鶴市にある関西電力舞鶴発電所で火事があり、バイオマス燃料を貯蔵する施設 2 棟など合わせて 1100 平方メートルが焼けました。消防によると、貯蔵されたバイオマス燃料が自然発火した疑いが強いということです。
一般財団法人の電力中央研究所によると、バイオマスは局所的に水分を含むと微生物による発酵が進み、温度が上がって自然発火するケースがあるということです。
舞鶴発電所は石炭とバイオマス燃料を混ぜて燃焼させる関西電力で唯一の石炭火力発電所で、火事の影響で停止していた 2 号機は、今月 20 日から運転を再開しています。

・年２回しか湯換えしない旅館に福岡県はどう行政指導したのか「県民が混乱する」からすべて“黒塗り”で開示
＜RKB 毎日放送　2023 年 3 月 22 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/391048?display=1
福岡県筑紫野市の老舗高級旅館「大丸別荘」が大浴場の湯を年に２回しか入れ換えていなかった問題です。県が

指導した文書ついて開示請求したところ、指導した内容はすべて「黒塗り」で開示されました。
◆「県民が混乱する」から黒塗り？
福岡県が、大浴場の湯の入れ換えなどを適正に行っていなかった「大丸別荘」に対し改善を指導した文書。指導したとされる内容はすべて黒塗りにされています。黒塗りにしている理由について、筑紫保健福祉環境事務所は「不当に県民の間に混乱を生じさせる」、「特定の者に不当に利益や不利益を及ぼす」おそれがあると説明しています。
◆「県の果たした責任をはっきりさせるべき」
こうした対応について市民オンブズマン福岡は、説明責任を果たす情報公開の趣旨に反すると指摘します。
市民オンブズマン福岡・児嶋研二代表幹事「特定の人に不利益になる部分があるとすればその部分だけを墨塗りにすればいいわけです。県の方はこういう責任を果たしました、県民の皆さん安心してくださいということをはっきりさせるためにも徹底して情報公開すべきだと思います」
◆３７００倍のレジオネラ菌、警察が捜査中
大丸別荘をめぐっては、去年１１月に県が実施した検査で最大で基準値のおよそ３７００倍のレジオネラ菌が検出されたうえ、県にうその報告をしていたとして警察が、公衆浴場法違反の疑いで捜査を進めています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・消防危第 59 号　危険物等に係る事故防止対策の推進について
＜総務省消防庁　2023 年 3 月 17 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230317_kiho_59.pdf
-----＞ *末尾［付録］*

・「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」の公表
＜総務省消防庁　2023 年 3 月 24 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230324_yobou_2.pdf
　消防庁では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行いました。 このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。
１ 報告書のポイント
○ 現行の畜舎等における消防用設備等の特例基準では、畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）で防火上、避難上、延焼防止上の一定の要件を満たすものは、屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とする特例基準の対象としています。
○ 本検討部会における検討の結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽についても、次に掲げることを条件として、畜舎等における消防用設備等の特例基準の対象に追加すべきであるとされました。
＜求める条件＞
・防火上及び避難上支障がないこと。（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
・ 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。(例:周囲６メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの)
・ その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。
・ 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであること。また、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てること。
○ 新たに特例基準の対象に追加すべきであるとされた、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準の内容については、次のとおりとされました。
＜保管庫＞
屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備､避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきである。ただし、保管庫で 3,000 ㎡を超えるものについては､火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に

鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備※及び消防用水を原則どおり設置すべきである。
※ 屋外消火栓設備の有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備の設置を要しないこととすべきである。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないこととすべきである。
＜貯水施設、排水処理施設及び発酵槽＞
屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきである。
２ 今後の予定
○ 本報告書を踏まえ、消防庁は、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準を見直し、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）及び関係告示について改正を行う予定です。
３ その他 報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-124.html）

・「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂しました
＜経済産業省　2023年3月24日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324002/20230324002.html
---

・77歳男性が浄化槽の修理作業中に転落し死亡　会社と元工場長を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検　浜松労働基準監督署
＜静岡朝日テレビ　2023年3月24日＞　https://look.satv.co.jp/_ct/17616604
https://news.yahoo.co.jp/articles/08d4eb4c6575916456a3e07a3b60d245b018e2b1
　浜松市で去年10月、浄化槽の修理をしていた77歳の男性従業員が死亡する事故があり、浜松労働基準監督署は食品製造販売会社と元工場長を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました。
　去年10月、浜松市に本社を置く食品製造販売会社の浄化槽の修理をしていた77歳の男性従業員が転落し、溺死しました。労働安全衛生法では、事業者は浄化槽で作業などをする際、穴への転落を防止するために、柵などを設置することを定めていますが、労基署は会社と元工場長が必要な安全対策を怠った疑いがあるとして20日、静岡地検浜松支部に書類を送りました。当時、浄化槽は満水状態で、水の深さは3メートルほどあったということです。
　浜松労働基準監督署管内では、去年1年間で1466件の労働災害があり、死亡した災害は8件に上っているということです。

・株式会社シーズコーポレーションに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2023年3月24日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032563/
消費者庁は、本日、株式会社シーズコーポレーションに対し、同社が供給する「seeds 糖鎖」と称する食品に係る表示について、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・わいせつ教員の情報共有、来月から…採用時に免許失効の検索義務づけ
＜読売新聞　2023年3月24日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230324-OYT1T50083/
　文部科学省は４月から、子どもへのわいせつ行為で教員免許を失効した元教員の情報を全国の教育委員会や私立学校で共有するシステムの運用を始める。データベース（ＤＢ）に過去４０年分の元教員の免許失効情報を集約し、教委などが教員を採用する際にＤＢで検索することを義務づけた。子どもにわいせつ行為をした教員の現場復帰を防ぐことが狙いだ。
　教員免許法では、教員が懲戒免職となって教員免許を失効しても、３年たてば再取得が可能となる。そのため、同省では４月から教委がＤＢを活用して過去の懲戒免職歴がないか確認できるシステムを設けた。ＤＢには、子どもへのわいせつ行為で免許を失効した教員について、失効理由や原因となった内容などが過去４０年分登録される。２０２２年４月に施行された「教員による児童生徒性暴力防止法」で、国がＤＢを整備するよう規定していた。

文科省は２４日午前、ＤＢの活用を求める通知を全国の教委に出した。通知には、活用しないで採用した教員が児童生徒に性暴力をした場合、教委や学校法人などの雇用者が損害賠償の責めを負う可能性があると明記した。非常勤やパートタイムなど勤務時間に関係なく、ＤＢでの照合を義務づける。

問題のある教員の依願退職を認めると、ＤＢには載らなくなる。そのため、同省は「児童生徒へのわいせつ行為が発覚した際、懲戒処分を行わず、依願退職など水面下で済ませることは決してあってはならない」として、厳正な処分に努めるよう要請した。

一方、ＤＢには機微な情報が含まれるため、ＤＢに触れる人を限定したり、端末やパスワードなどを厳重に管理したりするなどし、目的以外に使わないこととした。

文科省の２１年度調査では、児童生徒らへのわいせつ行為で処分された公立小中高校などの教員は計２１６人に上り、９年連続で２００人台となった。そのうち、懲戒免職処分を受けたのは１１９人だった。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・環境省　日本海溝巨大地震の災害廃棄物を推計　最大で震災を上回る 2700 万トン

＜テレ朝 news　2023 年 3 月 24 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000292637.html

https://news.yahoo.co.jp/articles/a837b775a4077c95c09a256a049ca51f26a6bbfe

環境省は 23 日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で発生する災害廃棄物が最大で 2700 万トンに上るとの独自の推計結果を公表しました。

環境省が 23 日に公表した災害廃棄物の推計発生量は日本海溝モデルで 2717 万トン、千島海溝モデルで 1042 万トンでした。

日本海溝モデルでは東日本大震災で発生した約 2000 万トンを上回る結果となりました。

津波の泥などの堆積物は含まれていません。

この推計をもとに、24 日に開く有識者検討会で廃棄物の処理に関する議論が進められるということです。

環境省の担当者は「自治体でも処理計画を検討してもらい、平時のうちから備えてほしい」としています。

[原子力施設全般]

・伊方原発３号機の放射性ヨウ素濃度上昇 燃料集合体２体から漏えい確認 燃料棒に「小さな穴」の可能性

＜あいテレビ　2023 年 3 月 23 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/itv/393909

https://news.yahoo.co.jp/articles/96768e98b33e4c7c7da091b17dc5190a0c06b2ee

愛媛県伊方町にある伊方原発３号機で確認されていた冷却水に含まれる放射性ヨウ素濃度の上昇について、四国電力は、燃料集合体２体から漏れているのが確認されたと公表しました。

伊方原発３号機では去年３月、一次冷却水に含まれる放射性ヨウ素の濃度の上昇が確認され、先月２２日には通常のおよそ１０倍になっていました。

放射性ヨウ素の濃度は運転停止の基準を大幅に下回っていて、四国電力は先月始まった定期検査にあわせ、１５７体ある燃料集合体を取り出し点検を行っていました。

その結果、２体から放射性ヨウ素が漏れているのが確認されたということで四国電力は、燃料棒に小さな穴があいている可能性があるとみて漏えいの原因を調べることにしています。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3cdqVM6NE8bf4wBY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7fTl7a1ftbXvALBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月 24 日版）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5fzt5aVXvb3nCHhY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9u_-9rZErq70H6tY

◇マスコミ報道

・コロナ対策のアクリル板は「効果の評価は困難」　厚労省の専門家会合で
＜テレ朝 news　2023 年 3 月 23 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000292661.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/a1d96736792ba1866ad10c8b1f1b95af91e6e562

新型コロナウイルスの感染対策として使われているアクリル板などの仕切りについて、専門家の有志らは「効果の評価は困難」との見解を示しました。

23 日に開かれた厚労省の専門家会合では、アクリル板などの仕切りに関する評価が行われました。

専門家の有志らからは、これまで様々な対策が同時に行われてきたため「効果を評価することは困難」とする意見が示されました。

一方で、飛沫（ひまつ）を物理的に遮断する観点からは有効と認めていて「今後も活用はあり得る」としています。

空気中を浮遊する微細なエアロゾルに関しては十分に遮断できないため「換気の徹底が重要」だということです。

今後、仕切りを撤去した場合でも感染が拡大した場合の再利用に備えて当面は保管を勧めています。

****

[3] 環境関連法改正情報（2023年2月分：1件）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2023年3月13日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[4] *農薬*

◇農薬「フェナミホス」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20090324012

◇農薬「酸化亜鉛（対象外物質）」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20221019184

◇農薬「シフルフェナミド」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20221214219

◇農薬「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20221214221

****

[5] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 443 号）

［官報］　令和 5 年 3 月 23 日　号外　第 57 号　55～58 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570055f.html

肥料の登録の有効期間更新 135 件が公示された。

◇肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 444 号）

［官報］　令和５年３月 23 日　号外　第 57 号　58 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570058f.html

肥料の名称の変更７件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 445 号）

［官報］　令和５年３月 23 日　号外　第 57 号　58～59 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570058f.html

肥料の新規登録 22 件が公示された。

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 454 号）

［官報］　令和５年３月 24 日　号外　第 59 号　142 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230324/20230324g00059/20230324g000590142f.html

肥料の登録の有効期間更新 154 件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 455 号）

［官報］　令和５年３月 24 日　号外　第 59 号　142 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230324/20230324g00059/20230324g000590142f.html

肥料の登録失効４件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 456 号）

［官報］　令和５年３月 24 日　号外　第 59 号　146 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230324/20230324g00059/20230324g000590146f.html

肥料の新規登録 30 件が公示された

****

［6］ ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 80 号）

［官報］　令和５年３月 23 日　号外　第 57 号　32～54 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570032f.html

〇厚生労働省告示第 80 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するスルファチアゾールの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しよ

うが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、ハイチダブル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイスに残留するトルクロホスメチルの量の限度並びにねぎ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びいちごに残留するメパニピリムの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用し、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分に残留するニタルソンの量の限度、魚介類（その他の魚類に限る。）に残留するニフルスチレン酸ナトリウムの量の限度並びに豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するロキサルソンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して六月を経過した日から適用し、酢酸トレンボロン試験法の方法については、告示の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

令和５年３月 23 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　　正　　後
第１　食品 　Ａ　食品一般の成分規格 　１～４　（略） 　５　⑴の表に掲げる農薬等（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第２条第３項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第２項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項に規定する医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は⑶から⑵1）までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 　⑴　食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質 　1～13　（略）　（新設） 　14　ニタルソン　（新設） 　15・16　（略） 　17　ニフルスチレン酸ナトリウム　（新設） 　18～22　（略） 　23　ロキサルソン　（新設） 　24　（略） 　⑵～⒁　（略） ―*省略*― 　６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食

品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⒂までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

―以下、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」が改正された物質名のみ列挙した。―

① 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

エンドリン

エンラマイシン （新設）

クラブラン酸

グリカルピラミド （新設）

ジアフェンチウロン

ジアペリジン （新設）

チオキサザフェン

チオプロニン （新設）

トルクロホスメチル

ピリフルキナザオン

ホスチアゼート

メパニピリム

⑵～⑻ （略）

―省略―

７ ６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑹までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

―以下、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」が改正された物質名のみ列挙した。―

⑴ 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

（削る） エンラマイシン

（削る） グリカルピラミド

（削る） ジアベリジン

（削る） スルファチアゾール

（削る） チオプロニン

（削る） トルクロホスメチル

（削る） ニタルソン

（削る） ニフルスチレン酸ナトリウム

（削る） ロキサルソン

⑵～⑹ （略）

８～12 （略）

B～D （略）

◇食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働省告示第 81 号）

［官報］ 令和５年３月 23 日 号外 第 57 号 54 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570054f.html

○厚生労働省告示第 81 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和 5 年 3 月 23 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～二十九　　（略） 三十　くん液蒸留酢酸 三十一～七十七　（略）	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～二十九　　（略） （新設） 三十～七十六　　（略）

◇「食品安全委員会が評価した化学物質の毒性評価情報（食品添加物）」を公開しました

＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 16 日＞

https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/toxicological_database.html

化学物質毒性評価データベース

食品安全委員会は、約 200 名の専門委員にご尽力いただきながら、2003 年の設立から科学的根拠に基づいた食品健康影響評価を行い、評価書の公表及びウェブサイトへの掲載を行っております。

今般、食品健康影響評価書の中で健康影響に基づく指標値の根拠となった試験の情報を入手しやすくし、みなさまにご活用いただけるよう、化学物質毒性評価データベースを作成することとしました。

このデータベースには、以下のような毒性情報が含まれています。

・遺伝毒性、
・毒性所見、
・Point of Departure（経路、毒性試験名、期間、動物種、エンドポイント、LOAEL、NOAEL 等）、
・健康影響に基づく指標値（ARfD、ADI 等）、
・安全係数

第一歩として、食品安全委員会がこれまでに評価した食品添加物のデータベースを公開しました。データベースは本ページから、xls、csv、pdf のファイル形式でダウンロードすることが可能です。

このデータベースは定期的に更新し、食品安全委員会が評価した他の化学物質にも拡充していく予定です。

◇「令和 3 年度アミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類含有実態調査」の結果について

＜農林水産省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/230324.html

農林水産省は、食品の安全性を向上させるため、一部のしょうゆに使用されるアミノ酸液の製造過程で意図せずして生成する有害化学物質であるクロロプロパノール類の濃度を製造方法の改善によって低減する対策について、平成 18 年度より関係業界と連携して進めています。

令和 3 年度に、アミノ酸液を原材料に含むしょうゆのうち、自社で製造したアミノ酸液を平成 18 年度当時に使用していた製造事業者の製品を対象に代表的なクロロプロパノール類濃度の実態を調査した結果、対策実施前の平成 18 年度より大幅に低い水準で維持されており、低減対策が有効であることを確認しました。

1.調査の背景・目的

しょうゆには、もろみ（蒸煮した大豆等にこうじ菌を培養したものに、食塩水等を添加したもの）を発酵、熟成させて製造するもの（本醸造方式）、もろみにアミノ酸液等を添加して発酵、熟成させたもの（混合醸造方式）、本醸造方式又は混合醸造方式しょうゆにアミノ酸液等を添加したもの（混合方式）があります。

アミノ酸液の製造時に植物性たんぱく質を塩酸で加水分解する工程で、クロロプロパノール類が意図せずして生成します。代表的なクロロプロパノール類である 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオール（3-MCPD）を多量に摂り

続けると、腎臓に悪影響が生じる可能性が動物試験により示唆されています。
農林水産省が平成16年度から平成18年度に調査した結果、
（ア）我が国のしょうゆ生産量の8割以上を占める本醸造方式しょうゆは、測定できる最小の濃度以上に3-MCPDを含まないこと
（イ）混合醸造方式しょうゆ又は混合方式しょうゆについては、9割以上は3-MCPD濃度が低いものの、製造事業者が自ら製造したアミノ酸液（以下「自製アミノ酸液」といいます。）及びそれを使用したしょうゆの一部には、3-MCPDを高濃度で含むものがあること
が分かりました。
そこで農林水産省は、平成20年度及び24年度に関係業界に低減対策の導入を要請するとともに、平成21、23、28年度に実態調査を行い、製造事業者の低減対策により3-MCPD濃度が大きく低減したことを確認しました。
今般、前回の調査から5年が経過した令和3年度に、低減対策の有効性を改めて検証するため、平成18年度当時に自製アミノ酸液を用いていた製造事業者が製造するしょうゆ及び原材料アミノ酸液中の3-MCPDの含有実態と低減対策の実施状況等を調査しました。
2.結果概要
(1)調査対象の混合醸造方式しょうゆ又は混合方式しょうゆ中の3-MCPD濃度
平均値は0.16 mg/kg、中央値は0.024 mg/kg で、平成28年度調査結果と概ね同水準でした。
平成18年度調査結果と比較し平均値は10分の1以下、中央値は30分の1以下でした。
9割以上の試料において、コーデックス委員会注1が設定した国際基準値である0.4 mg/kg未満で、その割合は前回調査より増加しました。
(2)低減対策の実施状況
対象33事業者中、1事業者を除く全ての製造事業者が何らかの3-MCPDの低減対策に取り組んでいました。
事業者の主な対策は、自製アミノ酸液製造の停止及びアルカリ処理（主要な低減対策の1つ）され大規模に製造・販売されているアミノ酸液の購入・使用（21社）又は自製アミノ酸液の製造工程へのアルカリ処理の導入（6社）でした。
(3)混合醸造方式しょうゆ又は混合方式しょうゆに由来する3-MCPDの推定摂取量
平均的な食生活をしている日本人が、しょうゆとして、今回の調査の濃度の中央値で3-MCPDを含む製品だけを消費し続けると仮定した場合でも、3-MCPD摂取量は、国際的な専門機関注2が設定した暫定最大耐容一日摂取量注3（4 μg/kg 体重）の0.1%程度、最大値で3-MCPDを含む製品の場合でも8.5%程度と十分低い値であり、消費者の健康リスクは無視できるほど小さいことが示唆されました。
以上のことから、我が国の混合醸造方式しょうゆ又は混合方式しょうゆ中の3-MCPD濃度は前回調査以降も低い水準を維持できており、製造事業者が講じている低減対策が有効であることを改めて確認しました。
注1 コーデックス委員会：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO（国際連合食糧農業機関）及びWHO（世界保健機関）により設置された国際的な政府間機関。国際食品規格を策定。
注2 FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）：FAOとWHO合同の専門家会合であり、FAOとWHOの加盟国及びコーデックス委員会に対し科学的な助言を提供。食品添加物、汚染物質、動物用医薬品等の安全性を評価。
注3 ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの量
3.今後の対応
今回の調査結果を受け、農林水産省は、関係業界に対し、低減対策の徹底を改めて要請しました。農林水産省は、今後とも食品の安全性向上に向けた関係業界の取組を後押ししてまいります。
＜参考資料＞
令和3年度アミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類含有実態調査結果
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/c_propanol/content/attach/pdf/free_survey-8.pdf
アミノ酸液及びアミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類の低減対策の徹底について
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/c_propanol/attach/pdf/mitigation-3.pdf
食品中のクロロプロパノール類に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/c_propanol/index.html

---

◇食品に残留する農薬等の試験法

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S6_FcYvi7JfDp2nZY

◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8etGeOKhP-rzwKxY

食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の第１食品の部 A 食品一般の成分規格の６の(1)の表の第１欄、7 の(1)の表の第 1 欄及び 9 の(1)の表の第 1 欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法　（同表第３欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。）について、次のとおり定める。

第１章総則

第２章一斉試験法

第３章個別試験法

※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成１７年１月２４日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 83 号）

［官報］　令和 5 年 3 月 24 日　本紙　第 943 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230324/20230324h00943/20230324h009430004f.html

安全性審査の手続を経た生物：とうもろこし

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 84 号)

［官報］　令和 5 年 3 月 24 日　本紙　第 943 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230324/20230324h00943/20230324h009430004f.html

安全性審査の手続を経た生物：α-アミラーゼ

◇食品安全情報(化学物質)No.6(2023)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2023 年 3 月 16 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202306c.pdf

---

◇制度改正で「遺伝子組み換えではない」激減も新たな表示

＜Wedge　2023 年 3 月 24 日＞　https://wedge.ismedia.jp/articles/-/29796

https://news.yahoo.co.jp/articles/ba3bb924c14053ed621b7d99673e364eb472c1da?page=1

今年 4 月 1 日から遺伝子組み換え（GM）食品の表示制度のうち、任意表示のあり方が変わる。これまでは組み換え原料が最大 5%まで含まれていても、「遺伝子組み換えではない」との任意表示を認めていたが、「組み換えではない」との表示は「不検出」に限ることとなった。これで表示の正確性は確保されるが、新たに登場した表示の言葉にも課題がありそうだ。

「組み換えではない」との表示が激変

いま、スーパーで販売されている豆腐や納豆などの遺伝子組み換え表示はどうなっているのだろうか。筆者が住む東京郊外のベッドタウンの千葉県印西市（人口約 11 万人）にある流通大手のイオン千葉ニュータウン店の納豆・豆腐売場を観察した。

以前は、写真１のような「遺伝子組み換えではありません」と表示された豆腐や納豆がすぐに目についたが、今回はどの製品を見ても「組み換えではない」との表示が見つからない。

3 銘柄の納豆の原材料欄を見ると、「分別生産流通管理済み」（写真 2）か「遺伝子組換え混入防止管理済」との

表示だった。日本では遺伝子組み換え大豆は栽培されていないため、国産大豆を使った納豆なら、「組み換えではない」との表示があってもよさそうだが、たとえば、ミツカンの納豆は「国産大豆を使用」と表記しながら、「分別生産流通管理済み」との表示だ。

イオンが販売するプライベートブランド（PB）納豆を見ると、「原産地はアメリカ又はカナダ」との表示しかない。どの食品メーカーも米国やカナダから非組み換えの大豆を輸入しているため、以前なら「組み換えではない」との表示が見られたが、無表示となったケースだ。また、国産大豆を使用したイオンの PB 納豆もあったが、欄外を見ると、「組み換えではない」という表示ではなく、「大豆:遺伝子組換えのものと分けて管理しています」との表示だった。

この 1 カ所の観察だけで全体の傾向を推し量ることは難しいが、全国流通している大手食品メーカーの納豆や豆腐を扱うイオンの状況は全国の傾向の代表的なサンプルとみてよいだろう。筆者の長年の取材経験から言って、組み換え食品の表示対象となる納豆や豆腐などでは「組み換えではない」との表示が激減し、代わって「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」が登場してきたと言えるだろう。

変更になるのは任意の表示だけ

「組み換えではない」との表示が目につきにくくなったのは、遺伝子組み換え食品に関する表示制度の一部が 4 月から変わる影響のせいである。

遺伝子組み換え食品の表示制度は 2001 年にスタートした。表示義務の対象は大豆やトウモロコシ、ナタネなど 9 農産物とそれを原料にした 33 加工食品群だ。

表示の方法は 3 つあり、組み換え原料を使った場合は「組み換えです」との表示を義務づける。組み換えかどうかが区別されていない場合は「遺伝子組み換え不分別」との表示を義務づける。ただし、組み換えではない原料を使った場合は表示義務を課さず、何も表示しない（無表示）か、組み換え原材料の意図しない混入率が 5%以下なら、「組み換えではない」と任意で表示できるようにした。

4 月から変更になるのは、「組み換えではない」と表示できる任意の表示の部分だけだ。なぜ任意の表示制度だけが変更になったかといえば、組み換え原料が最大で 5%も含まれているのに「組み換えではない」との表示を認めているのは、表示の正確性を欠き、消費者に誤認を与えるのでは、という意見が消費者団体や一部事業者から強く出たからだ。

そこで、消費者庁は 17 年 4 月から 1 年間、有識者らで組織した「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」で議論を重ね、18 年 3 月に結論をまとめた。その結果、「組み換えではない」と表示できる条件を、それまでの「5%以下の混入」から「不検出」に厳しくした。言い換えると、「組み換えではない」との表示が可能なのは、組み換え原料の混入がほぼゼロに近い場合だけに限るとしたわけだ。

これに対し、一部食品メーカーや生協からは「米国から、組み換えではない大豆やトウモロコシを分別して輸入しても、船やトラックの輸送途中で組み換え原料が少しは混じってしまう。混入率が 5%以下になるよう管理した企業努力に相当する表示も認めてほしい」との要望が強く出た。

その結果、生まれた言葉が「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」といった言葉だ。要するに、新しい任意表示制度では、組み換えではない原料を使った場合、組み換え原料の混入が限りなくゼロに近いものが「組み換えではない」（または非遺伝子組換え）と表示され、5%以下の混入の可能性のあるものが「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」と表示されることになったわけだ。（知っていますか?遺伝子組換え表示制度 ）

食品メーカーは法律違反を恐れ、慎重姿勢

冒頭で紹介したイオンの食品売り場の光景は、この任意表示の変更の影響を物語る。4 月からも「組み換えではない」との表示は可能だが、それが激減した背景について、表示問題に詳しい消費生活コンサルタントの森田満樹さんは次のように解説する。

「もし納豆などに『組み換えではない』と表示していて、組み換え原料が少しでも検出されたら、食品事業者は食品表示法に基づく食品表示基準違反の可能性が出てきてしまう。本来、国産大豆を使った製品なら『組み換えではない』と表示してもよさそうに思うが、それでも流通管理の中で組み換え大豆が混じる恐れがあるため、「組み換えではない」と表示するには徹底した管理がいる。実際、国産大豆を使用しながら、分別生産流通管理済みと表示している製品が見られることから、食品メーカーは『組み換えではない』と表示するのに相当に慎重

になっている」

森田さんが指摘するように、「組み換えではない」との表示は「不検出」に限るという厳しい条件が「組み換えではない」との表示を激減させたといえよう。

この任意の表示変更に対して、消費者庁は「消費者の誤認を防止でき、選択の機会の拡大につながる」と意義を話す。確かに、これまでは表示を見ただけでは、組み換え原料の混入が限りなくゼロに近い食品を選択する手段がなかったからだ。4 月からは「組み換えではない」と表示された食品を選べば、「組み換え原料は絶対に嫌だ」という消費者の選択が確保されることになる。さらに、5%以下の混入なら受け入れてもよいと考える消費者は「分別生産流通管理済み」の表示を選べばよいことになる。

ただ、表示制度の中身をよく理解していないと、「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」などの表示を見ても、どういう意味かが伝わりにくい課題は残る。

それでも続く「不安ビジネス」

しかし、よくよく考えてみると、そもそも現行の表示制度では、組み換え原料を使っていない場合は、任意表示のため、事業者は何も表示せずに販売すれば済むはずだ。なぜなら、組み換え原料を使った場合は必ず「組み換え」と表示させる義務があるのに対し、何も表示がなければ、それは組み換えではない原料を使ったという意味になるからだ。組み換え原料を避けたいと思うなら、実は、無表示を選べばよいだけの話なのだ。

01 年に表示制度が誕生した当初、筆者は、組み換えではない輸入大豆を使った納豆や豆腐などは無表示のまま販売されるかと思ったのだが、予想に反し、スーパーに並ぶ納豆や豆腐には「組み換えではない」という任意の表示が続々と現れた。

今にして思えば、これが消費者に誤認をもたらす要因だった。後になって、「組み換えではない」と表示しているのに、5%もの混入を認めているのはおかしいとの声が上がったのは当然である。ならば、原点に返って、無表示のまま販売すればよいのにと思うが、またしても「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」といった表示の言葉が出てきてしまった。

こういう表示が続く限り、「遺伝子組み換え作物は何か良くないもの」というネガティブなイメージはなかなか払しょくされない。

こうした状況に対して、食品のリスクコミュニケーション問題にも詳しい東京大学の唐木英明名誉教授は次のように述べる。

「一部の消費者は、自身の安心を支えていた『組換えではない』表示が厳格化されると、次の安心表示を探すだろう。『遺伝子組換え混入防止管理済』などはその候補だ。表示問題の背景には不安を利用した『組換え不使用』ビジネスがある。今回の任意表示の変更措置で表示の文言が変わっても「不安ビジネス」の実態が変わるとは考えられない。

そもそも遺伝子組み換え作物は安全性が確認されて流通しているのに、組み換えと非組み換えを分ける分別生産流通管理自体にも不安ビジネスの要素がある。不安に乗じたビジネスをどうするかが問われている」。

現在、遺伝子組み換え作物は米国やカナダ、ブラジル、スペインなど世界約 30 カ国で栽培され、世界中で流通している。米国科学アカデミーが 16 年に報告したように、遺伝子組み換え作物には「農薬の使用削減」「生物多様性の増加」「収量の増加」など多くのメリットがある。食品事業者やメディアはそういう遺伝子組み換え作物の実像をもっと広く伝えていくことも重要なのではないだろうか。

****

[7] ***<u>廃棄物関係</u>***

◇<u>家電リサイクル法に基づく引取義務違反に係る勧告を行いました</u>

＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01323.html

１．環境省及び経済産業省は、賃貸物件オーナーに家電４品目を販売する株式会社レオパレス 21（本社：東京都中野区）に立入検査等を行った結果、賃貸物件オーナーから排出された特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電４品目」という。）を引き取っていない事実を確認しました。

２．本件は、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第９条に基づく小売業者の引取義務違反（※）に該当することから、両省は第 16 条第１項に基づき、同社に対し、排出者から廃家電４品目の引取りを求められたときは、これらを引き取るべき旨の勧告等を行いました。

※ 小売業者は、家電リサイクル法第９条に基づき、自らが過去に販売した、又は買換えの際に引取りを求められた家電４品目について、排出者から引取りを求められたときは、これらを引き取らなければならない

・レオパレス、廃棄のエアコンなど引き取らず　家電リサイクル法違反
＜朝日新聞　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3R5FP6R3RUTFK002.html
エアコンなどの廃家電を適切に処分していなかったことが家電リサイクル法違反にあたるとして、経済産業省と環境省は 23 日、アパート建設大手レオパレス 21 に適切に引き取るよう勧告した。再発防止策の実施状況について報告も求めた。
　同法は、廃棄する家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目は、販売する小売業者に引き取りを義務づけている。
　経産省によると、レオパレス 21 は自社が管理する賃貸物件のオーナーに家電を販売していたが、2020 年 4 月以降の約 2 年間で、テレビ 4616 台、冷蔵庫 1 万 8290 台、洗濯機 1 万 146 台、エアコン 6 万 6388 台について、適切に引き取っていなかった。
　レオパレス 21 は、建設したアパートに家電を設置したうえでオーナーに引き渡しているが、「小売業者」としての認識がなかったため、設置業者などに廃棄処分を依頼していた。昨年春に外部から指摘があり、同社が小売業者に当たるか環境省に問い合わせた。両省が立ち入り検査し、不適切な処分が発覚した。
　宮尾文也社長は 23 日、記者団に「家電リサイクル法の目的や趣旨に関する理解が浅かった。みなさまには多大なご心配ご迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます」と話した。

****

[8] *温暖化対策関係*

◇国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第８号）

［官報］　令和 5 年 3 月 23 日　号外　第 57 号　63～67 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570063f.html

〇環境省告示第８号

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第五条第一項に規定する国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和 5 年 3 月 23 日　　環境大臣　　西村　明宏

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の
削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

１．温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

⑴　温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進の背景及び意義

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。2021 年８月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約」によれば、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。また、気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものであり、人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしていると報告されている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした状況を踏まえ、我が国は 2020 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021 年４月に地球温暖化対策推進本部及び米国

主催の気候サミットにおいて、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言したところである。

また、環境中に人類が大量に排出しているのは温室効果ガスに限らない。大量生産一大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある。特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。

本基本方針で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を定める電力供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物に関する温室効果ガスの排出量は、政府の温室効果ガス総排出量の９割程度に関係している。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。」とされていることに鑑み、政府は環境配慮契約の推進により、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に確実に取り組み、更なる削減に努めるものとする。

これらにより、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会、すなわち、持続的発展が可能な社会を構築すべきである。

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境配慮契約を行い、企業の知恵や努力を適切に評価することにより、環境効率性（一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷）を高め、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすることが期待さる。さらには、環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されることも期待される。

国、独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）第２条第３項に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）は。通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が環境配慮契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第３条第３項の趣旨を踏まえ。国等は自ら率先して環境配慮契約を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境配慮契約への転換を促進することが重要である。

⑵　環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

各省各庁の長（法第２条第５項に定める「各省各庁の長」をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長は、法第６条の規定に基づき、本基本方針に定めるところに従い、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとする。

①　環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下「物品等」という。）の普及を市場にもたらすことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする。

②　契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、当該契約に係る物品等の生産、使用等に際して温室効果ガス等がより多量に排出され、結果として国等が負担する環境保全のための費用が増大する懸念があることに留意するものとする。

③　環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する。また、独立行政法人等において環境配慮契約を

推進する際は、個々の法人の特性を踏まえつつ、政府実行計画に準じ、計画的に取り組むことが望ましい。

④　調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし。契約に係る情報の公開に努めるものとする。また。要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

⑤　環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

⑥　環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）第 12 条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策との調和を確保するものとする。

⑦　ＷＴＯ政府調達協定との整合性に配慮し。国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和に努めるものとする。

２．温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

⑴　電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記するとともに、契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第 12 条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

⑵　使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約

①自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・自動車の購入及び賃貸借に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結する。

・発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案して定めるものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。

・個別の入札の具体的な条件については、自動車の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

②船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排

出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用するものとする。ただし、当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない船舶についてはこの限りではない。

・小型船舶を調達する場合は、調達者において当該船舶の推進機関（原動機）に求める要件を定め、原則としてその要件に推進機関の燃料消費率等の基準を定めて仕様書等に明記するものとする。ただし、当該船舶の用途等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶についてはこの限りではない。

３．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第５条第２項第３号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ＥＳＣＯ事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・ＥＳＣＯ事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティースタディなど ESCO 事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。・ＥＳＣＯ事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切定め契約を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業の終了前に、ＥＳＣＯ事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。

４．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって。上記２及び３に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

⑴　建築物に関する契約

建築物の設計に係る契約､建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約（以下「建築物に係る契約」という。）に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の新築に当たっては､原則として､建築物のＺＥＢ化及び再生可能エネルギの導入を図るものとする。

・既存建築物の改修に当たっては、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ＺＥＢ化を見据えた中長期的な改修計画を検討するものとする。

・建築物に係る契約に当たっては、建築物の企画一設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまでのライフサイクル全般において、建築物の脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測一分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について、専門家等の活用を含め、検討するものとする。

①　建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業､温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用するものとする。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として　設計成果に求める施設の長寿命化、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの利用、環境負荷低減に配慮した木材等の資機材の利用等を踏まえた環境保全性能を契約図書に明記するものとする。

・　建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、建築物のライフサイクル全般におけ

るエネルギー消費量等のデータ活用等の重要性に鑑み、必要に応じ、エネルギー管理機能の導入を契約図書に明記するものとする。

・　環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の技術提案に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減への配慮の内容が、経済性にも留意して妥当と判断されるときは。その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。

・　環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあっては、特定された者と契約を締結し、設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（ＬＣＣＯ２）の評価を契約の相手方（設計者）に求めるものとする。

・　環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表するものとし、また、概要を変更したときは変更後の概要を公表するものとする。

・　環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮するものとする。

・　環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、公平性、透明性及び客観　性を確保するものとする。

②　建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するものとする。

・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、対象となる施設のエネルギー使用実態、特性等を踏まえ。複数年契約、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式の検討を行うものとする・建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。

・建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。

・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途･特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

③　建築物の改修に係る契約

建築物の改修に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の改修は、ＥＳＣＯ事業又はＥＳＣＯ事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業（以下「その他の省エネ改修事業」という。）とする。

・改修計画の検討に当たっては、当該施設の特性、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及びデータの分析結果等を踏まえ、ＥＳＣＯ事業の導入可能性判断を行う等、総合的な観点から適切な建築物の改修事業（ＥＳＣＯ事業又はその他の省エネ改修事業）を選択するものとする。

ア．ＥＳＣＯ事業に係る契約

上記３に掲げる省エネルギー改修事業に係る契約の基本的事項のとおりとする。

イ．その他の省エネ改修事業に係る契約

その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・その他の省エネ改修事業の立案に当たっては、当該施設の運用段階におけるエネルギー消費量等のデータの活用に努めるとともに、必要に応じ、改修後の維持管理における運用改善に資するエネルギー管理機能の拡充を図るものとする。

・その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、当該施設の特性及び当該改修の目的等に応じたエネルギー消費量又は温室効果ガス等の排出量等の削減に資する契約方式を選択するものとする。

・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該改修の目的等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

⑵　産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

５．その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

⑴　すべての契約における環境配慮契約の推進

上記２から４に掲げた契約その他庁舎における設備の設置許可の付随契約等差含むすべての契約に関し、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係｜温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう､契約の内容を確保し。契約に係る 41 品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政夕野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出増
大を招くことのないように配慮するものとする。

⑵　契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は､環境配慮契約を推進するための体制差整備するものとする｡原則として、体制の長は内部組織全体の環境配慮契約を統扼できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに体制にはすべての内部組織が参画するものとする。特に、環境担当部局や会計・訂達担当部局が主体的に関与するように努めるものとする。

⑶　締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は､環境配慮契約の締結実績の概要を公表する際は､できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

⑷　職員に対する環境配慮契約の推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者を始めとする職員に対して、環境配慮契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取騨促進に努めるものとする。

⑸　情報の整理等

国は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他国民におる環境配慮契約の促進に資するように、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その情報を広く、分かりやすい形で提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は当該情報を含む既存の情報を十分に活用して。できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めるものとする。

⑹　他の施策との連携

国は､率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の運用に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について。合理的かつ効率的に取り組むものとする。

⑺　本基本方針の見直し

国は、環境配慮契約の推進に資するように、⑸の情報等を踏まえつつ、本基本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、環境大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長、地方公共団体の長及び地方独立行政法人の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする｡各省各庁の長及び独立行政法人等の長は｡検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、環境大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、予め、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

◇<u>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書統合報告書の公表について</u>

＜経済産業省　2023 年 3 月 23 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230322002/20230322002.html?from=mj?from=mj

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 58 回総会が 2023 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）にかけて、インターラーケン（スイス連邦）で開催され、IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体が採択されました。

1. 概要

IPCC 第 58 回総会が、2023 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）にかけてインターラーケン（スイス連邦）で開催され、2014 年の第５次評価報告書（AR5）統合報告書以来 9 年ぶりとなる、AR6 統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体が採択されました。

IPCC は、統合報告書の SPM を 3 月 20 日（月曜日） 22 時（日本時間）に公表しました。統合報告書の SPM の概要（各セクション冒頭のヘッドライン・ステートメントの暫定訳）は、添付資料を御覧ください。

今回承認された AR6 統合報告書の SPM については、日本政府において日本語訳を作成し、4 月下旬をめどに環境省のウェブサイトにて公開する予定です。

〇IPCC 第 56 回総会及び同パネル第 3 作業部会第１4 回会合の概要

（１）開催期間

2023 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）までの８日間

※当初の予定では 3 月 17 日（金曜日）までの 5 日間

（２）開催場所

インターラーケン（スイス連邦）

（３）出席者

各国政府の代表を始め、国連環境計画（UNEP）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局などの国際機関等から 650 名以上が出席。我が国からは、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、気象庁などから計 16 名が出席。

2. 今後の予定

統合報告書の公表をもって第６次評価サイクルは終了となります。第 6 次評価報告書の取りまとめに当たり、関係省庁の連携により IPCC 国内連絡会を組織し、活動の支援を行ってきました。また政府としても、政府査読や総会における議論などに積極的な貢献を行ってきました。

今後、本年 7 月の第 59 回総会において新しい議長団の選挙が行われ、第 7 次評価サイクルが始まる予定です。

関連資料

AR6 統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）の概要

https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230322002/20230322002-1.pdf

****

[9] ***環境安全関係***

◇環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第９号）

［官報］ 令和 5 年 3 月 23 日　号外　第 57 号　67～197 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570067f.html

〇環境省告示第９号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和 5 年 3 月 23 日　　環境大臣　　西村　明宏

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 556 号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお､国がこれまでに定め､実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつ

つ引き続き適切な実行を図るものとする。

１．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

⑴　環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため。あらゆる分野において環境負荷の低減に努めてい<必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し。それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 19 条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

また、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和２年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。さらに、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年６月 19 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある０加えて、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第７条第１項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和４年１月 19 日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

⑵　環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第フ条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成一公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①　物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は。このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して

調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第 11 条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークや Web 会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴｏ政府調達協定（特に同協定第 10 条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

⑴ 基本的考え方

ア．特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。

イ．判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。なお、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」を、最低限満たすべきものとして「基準値２」を設定する。各機関においては。脱炭素社会の実現を目指す観点からも、可能な限り「基準値１」による調達を推進するものとし、早期に「基準値２」から「基準値１」による調達への移行が期待される。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないもの

とする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発･普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

⑵ 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

⑶ 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

３．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴ 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の　推進体制を調達方針に明記する。

⑵ 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成

する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶　調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

⑷　関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

⑸　職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

⑹　環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに準拠し、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。くわえて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

別　記

―以下　省略、項目名のみ列挙した。―

１．定義
２　紙類
３　文具類
４　オフィス家具等
５　画像機器等
6　電気計算機等
7　オフィス器具等
8　移動電話等
9　電化製品
10　エアーコンディショナー
11　温水器
12　照明
13　自動車
14　消火器
15　制服・作業服
16　インテリア・寝装寝具
17　作業手袋

18　その他繊維製品
19　設備
20　災害備蓄用品
21　公共工事
22　役務
23　ごみ袋等

◇環境測定分析統一精度管理調査に関する令和４年度調査結果の取りまとめについて

＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01367.html

環境省では、環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上等を目的として環境測定分析統一精度管理調査を実施しています。

今般、環境測定分析検討会において、令和４年度の調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

令和４年度調査結果の概要

（１）　調査項目

(a) 基本精度管理調査

【模擬水質試料（一般項目等）】

六価クロム、カドミウム、鉛、砒素、全燐

【土壌試料（金属等）】

カドミウム、鉛、砒素

(b) 高等精度管理調査

【模擬水質試料（PFOS 等）】

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）

（２）　参加分析機関数

公的機関 127、民間機関 381、計 508 機関

（３）　分析・調査結果

(a) 基本精度管理調査

【模擬水質試料（一般項目等）】

六価クロム、カドミウム、鉛、砒素、及び全燐は、低濃度であったにも関わらず、室間精度 CV※が 7.11～9.31%であり良好な結果となりました。

【土壌試料（金属等）】

カドミウム、鉛、及び砒素は、室間精度 CV が 6.12～9.78%であり良好な結果となりました。

(b) 高等精度管理調査

【模擬水質試料（PFOS 等）】

PFOS、PFOA 及び PFHxS は、室間精度 CV が 11.9～15.1％であり良好な結果となりました。また、PFOS、PFOA は過去調査と比較して参加機関が大幅に増え、PFOS については過去調査と比較して室間精度 CV が小さくなりました。

※「室間精度 CV」は、参加分析機関間のばらつきを表す変動係数を示す。

（４）　その他(指摘事項等)

棄却された回答の多くは計算違いや不適切な操作が原因であると思われるものであり、情報共有を含めた確認体制の再点検が重要です。

また、日常的な装置の点検やバリデーション（検量線の傾き、検量線の直線性、装置検出下限値等の確認）を実施すれば防げると思われるケースも散見されました。

分析においては、試料（性状、共存物質等）に関する情報の共有を行い、適切な前処理及び測定方法を選択し、最適化された分析条件を一定にしたうえで、得られた測定値について生データを含めて慎重に確認することが非常に重要です。

なお、調査結果については、測定分析統一精度管理調査ウェブサイトに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/report/index.html

【参考】環境測定分析統一精度管理調査の背景

我が国においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法令に基づいて、環境基準の設定や汚染状況の監視、工場・事業場に対する排出規制、公害防止・環境保全に係る国・地方の各種計画等の策定等、様々な施策が実施されています。

環境測定分析は、これらの法令の施行や制度・施策の実施のための基礎であり、地方自治体や民間の環境測定分析機関において測定分析に携わっている技術者が、これを支えています。

環境測定分析の方法は、法令等によって公定法として規定されています。しかし、試料の採取・保管・前処理から、測定分析機器・薬品等の管理・調整・操作に至るまで、公定法に規定されていない細部を含めて、測定分析に携わる技術者の技能・経験等が測定分析データの精度に影響を及ぼします。

環境測定分析の精度が確保されなければ、上記の法令や制度・施策の実効性が損なわれ、環境行政への社会の信頼を揺るがす事態となります。また、誤った測定分析データにより適切な排出規制が行われず、適切な対策が講じられなかった場合には、それによって失われた環境の修復に多大な費用・労力と長い年月を要し、大きな社会的・経済的損失を招くこととなります。

こうした背景から、環境省では、「環境測定分析統一精度管理に関する調査」を毎年度継続して実施し、環境測定分析機関による測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図っています。

本調査は、500 機関前後の環境測定分析機関が参加していますが、長期的な計画に基づいて、幅広い試料や項目を対象とするとともに、試料ごとに統計的な分析・評価を行い、その評価結果等を公表しています。

また、調査結果に関して、説明会等を毎年度開催し、分析上の留意点や分析結果に関して分析機関に技術的な問題点等をフィードバックしています。

併せて環境測定分析統一精度管理調査専用ウェブサイトにおいて、環境測定分析の精度向上に資する情報などを提供しています。

https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/index.html

◇東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01355.html

---

◇環境先進企業を認定する「エコ・ファースト」認定式（第 21 回）開催のお知らせ及び環境省の調達案件の評価項目対象にエコ・ファースト企業であることを追加する取組の開始について

＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01357.html

---

◇（仮称）青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01342.html

****

[10] ***エネルギー問題***

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 68 号）

［官報］　令和 5 年 3 月 23 日　号外　第 57 号　6～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570006f.html

[あらまし]

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第六八号）（経済産業省）

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改

正する法律（以下「需給構造確立法」という。）による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「改正後省エネ法」という。）第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあっては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱、自然界に存する熱（地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したもの（以下「集約した地熱等」という。）を除く。）及び原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱を除き、集約した地熱等にあってはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあっては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量とすることとした。（第二条第二項関係）

２　特定熱損失防止建築材料改正後省エネ法第一五四条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料に、木製のサッシを追加することとした。（第二一条第二号関係）

３　報告及び立入検査

㈠　経済産業大臣が、改正後省エネ法第一六六条第一項又は第二項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二三条第二項及び第二四条第二項関係）

㈡　主務大臣が、改正後省エネ法第一六六条第三項の規定により、工場等につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとするとともに、その職員に、工場等に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二五条第一項第三号及び第二項関係）

㈢　国土交通大臣が、改正後省エネ法第一六六条第七項の規定により、貨物又は旅客の輸送につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとするとともに、その職員に、事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二七条第一項第三号及び第二項関係）

㈣　主務大臣が、改正後省エネ法第一六六条第九項の規定により、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとした。（第二九条第一項第二号関係）

４　権限の委任

㈠　特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び認定管理統括貨客輸送事業者に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の国土交通大臣の権限は地方運輸局長に委任されることとした。（第三二条第二項関係）

㈡　特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主及び認定管理統括荷主に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の主務大臣の権限は地方支分部局の長に委任されることとした。（第三二条第三項関係）

㈢　特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主及び認定管理統括荷主に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の金融庁長官の権限は財務局長又は財務支局長に委任されることとした。（第三二条第四項関係）

二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正関係

１　定義

㈠　需給構造確立法による改正後のエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「改正後高度化法」という。）第二条第二項のその他政令で定めるものは、アンモニアとすることとした。（第三条第一項関係）

㈡　改正後高度化法第二条第二項に規定する原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料

であって政令で定めるものから、水素を除くこととした。（第三条第二項関係）

２ 他の者から調達する電気の量の要件改正後高度化法第一〇条の政令で定める要件を、前事業年度における他の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給する電気の供給量を二で除して得た量以上とすることとした。（第九条関係）

３ 報告及び立入検査経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者等に対し、エネルギー源の環境適合利用に関する事項に関して報告させることができることとした。（第一二条第一項第二号関係）

三　鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正関係

１　特定鉱物

需給構造確立法による改正後の鉱業法（以下「改正後鉱業法」という。）第六条の二の政令で定める鉱物に、希土類金属鉱を追加することとした。（第一項関係）

２　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う協力業務

改正後鉱業法第七〇条の三の政令で定める特定鉱物は、特定鉱物のうち、海底又はその下に存在するものとすることとした。（第二項関係）

四　電気事業法施行令の一部改正関係

１　報告の徴収

経済産業大臣は、自家用電気工作物を設置する者に対し、蓄電用の自家用電気工作物における放電又はその放電による電気の供給に関する事項に関し報告又は資料の提出をさせることができることとした。（第四五条第三項第三号関係）

２　権限の委任発電事業者のうちその事業の用に供する発電等用電気工作物（需給構造確立法による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）についてその出力の合計が二〇〇万キロワット以下であり、かつ、当該発電等用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるものに関する経済産業大臣の権限は、電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長が行うものとすることとした。（第四六条第三項関係）

五　関係政令の整備関係需給構造確立法の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第五条～第一九条関係）

六　附則関係

１　三の１に関する経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

２　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）七この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇第 74 回全国労働衛生週間のスローガンの募集について

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9uxBf-WmO030xytY

全国労働衛生週間：、10 月 1 日～10 月 7 日

スローガン募集

今年度で 74 回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを（以下のとおり業務上疾病の発生を未然防止するための取組等も含む）募集いたします。

・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や医師の面接指導等の実施のみならず、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

・ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組等メンタルヘルス対策の推進

・労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり（健康や体力の状況を客観的に把握することや身体機能の維持向上への取り組み）の推進

・第三次産業（社会福祉施設等）及び陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の取組の推進

・化学物質の危険性・有害性情報の伝達のためのラベル表示及び SDS（安全データシート）交付の促進、危険・

有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理の推進
・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を通じた事業場における治療と仕事の両立支援の推進

◇令和４年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の申請受付を開始しました
＜経済産業省　2023 年 3 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230323002/20230323002.html?from=mj

---

◇民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業補助金の公募開始
＜環境省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/111025_00002.html

---

◇「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業」補助金申請の受付開始の御案内について
＜環境省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01353.html

---

◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2023 年 3 月 14 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220073&Mode=0

◇1,4-ジメチルナフタレンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 3 月 15 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230270&Mode=0

◇エコ・ファースト制度における新規認定申請募集のスケジュールについて
＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01356.html

****

[12] ***その他省庁発表***

◇オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議まとめ）
＜文部科学省　2023 年 3 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqNadaQkzt4yobM

◇国立大学法人・大学共同利用機関法人の第３期中期目標期間（6 年目終了時）の業務の実績に関する評価結果
http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqNadaQkzt4yobS

◇大学等設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果（令和４年度）を掲載しました。
＜文部科学省　2023 年 3 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqNadaQkzt4yobT

◇設置計画履行状況等調査の結果について（令和４年度）
＜文部科学省　2023 年 3 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqNadaQkzt4yobU

◇専門職大学・専門職短期大学のパンフレットや、学生、企業等のインタビューページ等を掲載しました
＜文部科学省　2023 年 3 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqNadaQkzt4yobV

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第 14 回）の開催について　　３月 30 日

＜環境省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01365.html

（１）減容・再生利用技術開発戦略に基づく取組状況について

（２）今後議論すべき事項、スケジュール等について

（３）その他

・食品安全委員会（第 894 回）の開催について【3 月 28 日開催】

＜内閣府　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai894.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬　３品目　　エスプロカルブ

フェンメディファム

フサライド

・遺伝子組換え食品等　１品目

JPAo012 株から生産されたフィターゼ

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・動物用医薬品「マルボフロキサシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）」に関する審議結果の報告と意見・情報　の募集について

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリル」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAo009 株から生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

（４）令和５年度食品安全委員会運営計画（案）について

（５）食品安全委員会緊急時対応指針の一部改正(案)について

（６）その他

・抗微生物薬の市場インセンティブに関する検討会（第１回）の開催について　　３月２９日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7fdaZP69I_bv3TBY

抗菌薬確保支援事業の検討課題等について

・指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ（第５回）（オンライン会議）の開催について　　３月 29 日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Od23A_mQnuWx1RKrY

（１）いわゆる「健康食品」の健康被害防止のための検討課題について

（２）その他

・令和４年度第５回　中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の開催について　　３月 31 日

＜環境省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01348.html

（１）　石綿健康被害救済制度の施行状況について

（２）　その他

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　3 月 31 日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9u_-9rZErq70ACtY

１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

２　その他

・「第 13 回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」を開催します　　３月 29 日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3cTV3Z1vhYXfN4BY

（１）薬剤師確保について

（２）その他（報告事項（薬学教育、キャリア形成プログラム、卒後臨床研修））

・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会（第 39 回）　3 月 24 日

＜経済産業省　2023 年 3 月 23 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/50348
　　1. エネルギー需要サイドにおける今後の省エネルギー・非化石転換に関するヒアリング①

[開催記録、報告、資料等]
・第 92 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第 27 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　３月 10 日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S6_Lj66tZs7PpAvZY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　3 月 10 日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8ej58bFDqanzGSxY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）その他
****
[14] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0d25_dzfFLy91myrY

・「サル痘」感染者が急増中今年に入り患者 55 人　厚労省が発疹症状に呼びかけ
＜テレ朝 news　2023 年 3 月 24 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000292786.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/fc0cabfdf172b166852228a6c2e7bc6dfe64989a
大阪府や埼玉県に住む男性 4 人が「サル痘」に感染していたことが分かりました。国内では今年に入ってから 55 人の感染が判明していて、患者の報告が増加しています。
　厚生労働省などによりますと、大阪府に住む 40 代の男性は発疹や倦怠感の症状が出たことから 20 日、医療機関を受診しました。
　その後、詳しい検査をした結果、サル痘への感染が確認されました。
　他にも大阪府や埼玉県に住む男性 3 人の感染が新たに分かりました。
　4 人とも海外への渡航歴はなく、症状は安定しているということです。
　国内では去年 7 月に初めて感染が判明して以降、患者は 63 人となりました。
　このうち 55 人が今年に入ってからの感染で、厚労省は「諸外国と比べても感染者が増えてきているので発疹などの症状が出たら早めに保健所に連絡をしてほしい」と呼び掛けています。

・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S6_Lj66tZs7PpAHZY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8ej58bFDqanzGqxY

・青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 3 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230324.html
---
◇*その他*
・九州・沖縄　11国立大が連携　研究力向上めざす
＜日経新聞　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOJC20A0E0Q3A320C2000000/
　九州大学や熊本大学など九州・沖縄の日の国立大学法人は21日、研究力向上に関する覚書を結んだ。連携の基盤として「九州・沖縄オープンユニバーシティ」を立ち上げ、高額な研究機器・設備の共有や研究支援人材の育

成などに取り組む。九州・沖縄のような広域の枠組みで国立大が結集し、分野を限定せず連携するのは日本で初めてという。

九大の石橋達朗総長は21日の締結式で「もともと地域の結束が強い九州・沖縄の国立大学が協力することで、各大学の強みや特色を生かしたい」と述べた。福岡教育、九州工業、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、琉球の各大学を含む11大学が覚書を締結した。

・上智大の法科大学院「不適合」評価…司法試験合格率が平均３７・６５％の半分以下に低迷

＜読売新聞　2023年3月23日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230323-OYT1T50226/

文部科学省の認証を受けて大学などを評価する「大学改革支援・学位授与機構」は２３日、上智大法科大学院を「不適合」とする評価結果を公表した。

機構によると、同大学院の司法試験合格率は低迷（２０２２年は１３・３３％）しており、直近４年間は全法科大学院の平均合格率（同年は３７・６５％）の半分にも満たず、継続的な改善の取り組みが認められないとした。国の補助金には、「適合」認定を条件とする場合がある。文科省は今後、大学に報告書の提出を求め、法令違反の有無を確認する。

・都留文大に初の女性学長　文学部教授の加藤氏就任へ

＜朝日新聞　2023年3月23日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3Q7QL6R3QUZOB005.html

---

・恵泉女学園大が閉校へ　24年度の学生募集停止

＜共同通信　2023年3月23＞　https://www.47news.jp/news/9098650.html

学校法人「恵泉女学園」は23日までに、東京都多摩市で運営する恵泉女学園大と同大学院について、閉校に向けて2024年度の学生募集を停止するとホームページで公表した。今春入学の学生が卒業するまでは教育活動を継続する。系列の中学と高校はこれまで通りの運営を続ける。

閉校の理由について「18歳人口の減少など社会情勢の変化で入学者の定員割れが続き、大学部門の資産を確保・維持することが厳しくなった」と説明した。今月20日の理事会で決定したという。

ホームページによると、恵泉女学園大は1988年に開校した。

・東北大が4年連続首位　英誌の大学番付日本版

＜時事ドットコム　2023年3月23日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023032400216&g=int

英教育専門誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーションは23日、2023年の「世界大学ランキング日本版」を発表した。

総合首位は4年連続で東北大。東大、大阪大と続いた。

4位以下は東京工業大、京都大、九州大、北海道大など。国際基督教大が10位と初めてベストテンに入った。

今年のランキングは271大学が対象。学生1人当たりの教員比率や研究助成金の充実度、学術上の評価といった項目を指数化し、ランク付けした

・光熱費高騰で東京芸大が「電気代を稼ぐコンサート」開催へ　さだまさしさん、箭内道彦さんが企画

＜産経ニュース　2023年3月24日＞

https://www.sankei.com/article/20230324-S4EM6EBENVCPXLFIXJHMKSWVIM/

電気代など光熱費の高騰が続くなか、東京芸術大学が「電気代を稼ぐコンサート」を４月１５日に開催する。同大客員教授で歌手のさだまさしさん、教授のクリエーティブディレクター、箭内道彦さんが企画したもので、収益は電気代に充当される。同大は日本最高峰の芸術大として知られるが、光熱費の高騰などで財政難に直面。先月には経費削減のため練習室のピアノを一部撤去したことが議論を呼んだ。箭内さんは産経新聞の取材にコメントを寄せ、「学生たちが安心して学ぶ場を維持できるきっかけになることができたら」と意気込んだ。

****

[付録]

◇消防危第 59 号　危険物等に係る事故防止対策の推進について　上記［1］関係

＜総務省消防庁　2023 年 3 月 17 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230317_kiho_59.pdf

消防危第 59 号
令和５年３月 17 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　　殿

消防庁危険物保安室長

危険物等に係る事故防止対策の推進について

危険物行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、危険物施設等における事故防止対策については、平成 29 年３月に「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会 」という。）で決定した別添１の「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止等を推進しているところです。

消防庁では、今年度も連絡会を開催し、関係団体・機関で取り組むための留意事項等を定めた「令和５年度危険物等事故防止対策実施要領」（以下「実施要領」という。）を別添２のとおり取りまとめました。

当該実施要領は、関係機関が一体となった事故防止対策を、自主的、積極的に推進していくものであることから、貴職におかれましても、これを参考に適時適切な指導を行っていただくとともに、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、事故防止に係る取組を積極的に実施くださいますようお願いいたします。

また、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進について御配意をお願いいたします。

別紙１

平成 28 年３月 18 日決定
平成 29 年３月 14 日改正
令和２年 9 月 28 日改正
危険物等事故防止対策情報連絡会

危険物等に係る事故防止対策の推進について

１ 背景及び目的

平成 14 年より開催している「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」において策定した「危険物事故防止に関する基本方針（平成 15 年５月 27 日危険物等事故防止対策情報連絡会。以下「基本方針」という。）」に基づき、事故防止に向けた取組を続けているが、危険物施設の火災・流出事故件数は、平成６年頃を境に増加傾向に転じ、平成 19 年をピークにその後ほぼ横ばいの状況となっており、現状では基本方針に掲げられた目標（事故の件数及び被害を平成６年頃のレベル以下に減らす）は達成できていない（注１）。そこで、より効果的な取組とするため、以下の取組を平成 28 年度から実施することとする。なお、平成 15 年度に策定した基本方針は廃止することとする。

（注１）事故による被害（死傷者数及び損害額）は平成６年前後と平成 26 年前後で大きな差がない。

２ 連絡会の充実・強化

（１）委員

人的要因に起因する事故の低減に資するため、人間工学・失敗学・心理学等の専門分野の有識者を連絡会の委員に追加する。なお、平成 27 年度から、関係省庁との連携強化のため、厚生労働省及び経済産業省にオブザーバーとして参画していただいている。

（２）開催時期

単年度に２回の開催とし、概ね半年ごとに開催する。

３ 事故防止対策の目標等

連絡会会員の意見等を踏まえ、「危険物等に係る重大事故（注２）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標とする。

なお、消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うこ

とにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故の発生件数の推移等からその効果を検証していく。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注３）の発生を防止する取組についても検討する。

連絡会会員は、所管する業界等の業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する取組の検討等を実施する。

（注２）１つ以上の深刻度評価指標（平成 28 年 11 月２日付け消防危第 203 号通知、令和２年 12 月７日付け消防危第 287 号通知）で深刻度レベル１に該当する事故

（注３）全ての深刻度評価指標で深刻度レベル４に該当する事故

４ 都道府県及び消防本部への周知

消防庁は、前記３の事故防止対策の目標を達成するため、都道府県及び消防本部との情報共有及び問題意識の共有を推進する。

○ 消防庁は、都道府県別の危険物に係る事故の発生状況を公表する。都道府県は、都道府県別の事故発生状況や危険物施設の態様を踏まえて、事故防止に係る取組を積極的に実施する。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、新たに都道府県毎の事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有する。

○ 各都道府県の代表消防本部及び参加を希望する消防本部にも、危険物等事故防止ブロック連絡会議に参加してもらい、消防機関から現場の声をより幅広く吸い上げるとともに、事故防止対策等の情報を共有する。

○ 消防庁は、危険物等事故防止ブロック連絡会議の結果を都道府県及び消防本部に周知することにより、都道府県及び消防本部の取組の活性化を促す。

※ 事故防止対策の目標の達成に向けた具体的な実施方法については、別紙１のとおり。事故防止対策の推進に関する年間スケジュールは別紙２のとおり。

以上

別紙１

平成 28 年３月 18 日

危険物等事故防止対策情報連絡会

事故防止対策の目標の達成に向けた具体的な実施方法について

１ 官民一体となって危険物等に係る事故防止を推進するため、年度毎に、連絡会会員は、「危険物等に係る事故防止対策の推進について（平成 28 年３月 18 日危険物等事故防止対策情報連絡会決定）」に掲げられた目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項をとりまとめ、危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）として危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）に報告する。

２ 都道府県、消防関係行政機関、個々の事業所及び関係諸所等（以下「個別事業所等」という。）は、当該分野の実施要領を踏まえつつ、事故防止対策を自主的かつ積極的に実施する。

３ 連絡会会員は、中間及び期末の実施結果をとりまとめ、連絡会に報告する。

４ 連絡会においては、これらの結果等に基づき危険物等に係る事故防止に関する全体的な見直し及び検討を行い、次年度の実施要領に反映する。

５ 連絡会会員は、個別事業所等に対し、実施要領及び連絡会の実施結果について周知を図る。

以上

別紙２

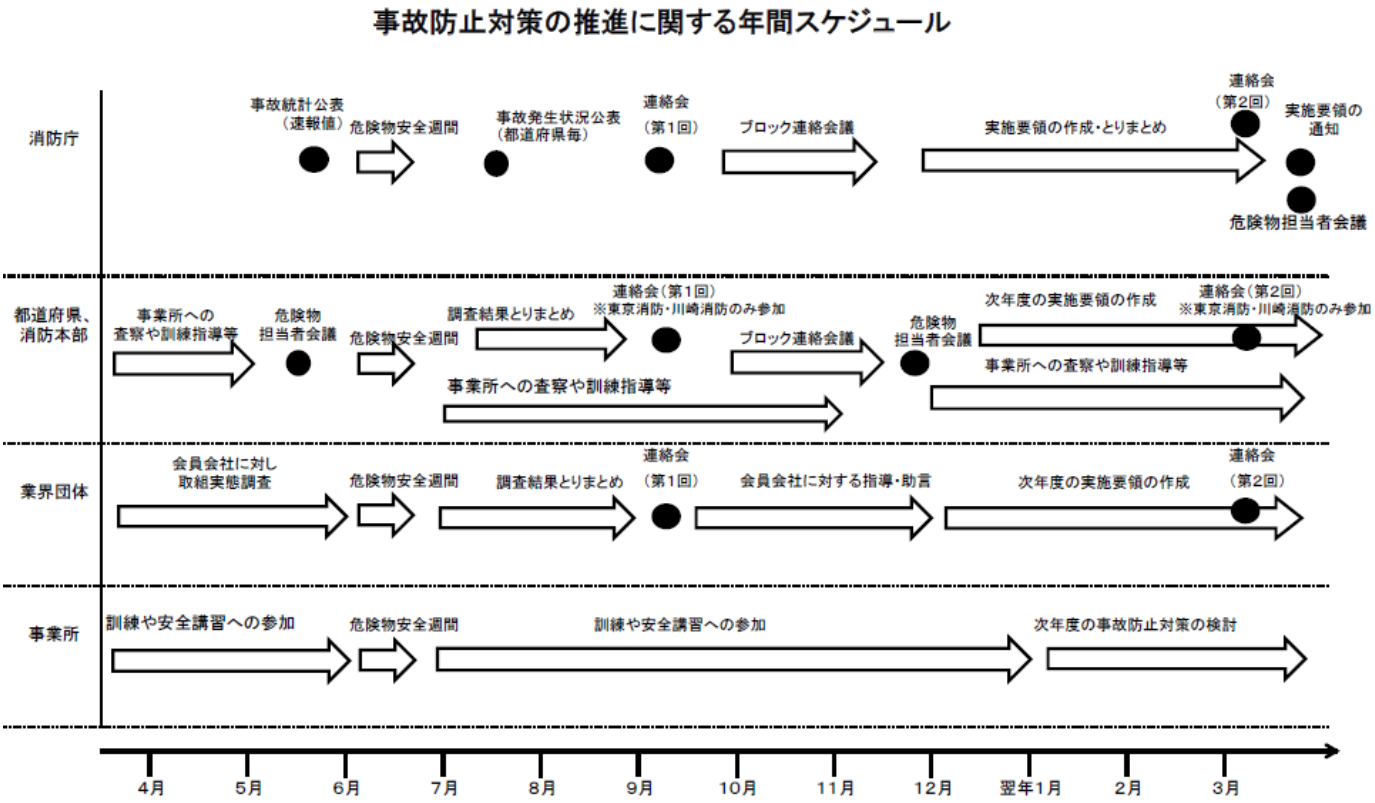

別紙２

令和５年度 危険物等事故防止対策実施要領

危険物等事故防止対策情報連絡会

１ 推進期間

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

２ 各団体の取組概要

各団体の実施事項及びその具体的内容は別添１のとおり。

なお、令和５年度に実施予定の取組事例の概要を以下に示す。

- 事故の具体的な発生状況を踏まえた安全管理や人材育成、重大事故や特殊な事故に係る対策の確保（消防庁）
- 「令和４年度危険物施設における火災及び流出事故の調査分析」及び東京消防庁の令和４年中の危険物施設等における事故を踏まえ、給油取扱所、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所における事故防止対策ついて、危険物安全週間を中心に立入検査や広報媒体の利用等により、重大事故につながる事故の防止対策指導を実施する。（東京消防庁）
- 学識経験者を委員とした「川崎市コンビナート安全対策委員会」（市長の附属機関）において、重大事故や重大事故に結びつく可能性のあった事故について、事故原因や再発防止策の審議を行い、より詳細な原因究明を行った上で、抜けが無い再発防止対策を確立していく。（川崎市消防局）
- 重大事故ゼロを目標として、「産業保安に関する自主行動計画」に則って、事故の原因や教訓等の共有、情報と先例の利活用の検討等の取組を推進していく。（石油連盟）
- 会員企業の自主的な保安防災への取組の支援、スマート保安の導入支援、危険物輸送における物流安全への取組みを実施していく。（日本化学工業協会）
- 「産業保安に関する行動計画」で定めた事項の着実な実行。（石油化学工業協会）
- 事故情報（教訓）・再発防止対策の共有、教育訓練の支援、事故情報の収集範囲拡大と分析の強化。（日本鉄鋼連盟）
- 「石油コンビナート等における災害防止に向けた行動計画」で定める取り組みを重点項目として実施する。（電気事業連合会）

・ 地下タンク等漏れ点検費用の一部を補助する「土壌汚染検知検査補助事業」を推進することにより、定期点検を確実に実施することで流出事故の未然防止及び早期発見による重大事故防止に努める。(全国石油商業組合連合会)

・ 荷卸し時における相互立会いの徹底を図ることにより、重大事故の発生につながる危険物荷卸し時の事故防止に努める。(全日本トラック協会)

・ 「そんぽ防災 Web」を通じて、防災・減災に役立つ情報の発信及び啓発に積極的に取り組む。(日本損害保険協会)

・ 危険物作業従事者の教育及び訓練、事故情報の共有による同種事故防止対策、リスクアセスメントの完全定着等に取り組む。(日本危険物物流団体連絡協議会)

・ 会報等により危険物施設での事故発生状況について情報提供、自主管理点検表の配布による点検実施の励行等を行う。(日本塗料商業組合)

・ 危険物事故防止を担う危険物取扱者に対し、保安に関する講習テキスト、視聴覚教材等を作成するとともに、オンラインの保安講習に係る教材を作成する。(全国危険物安全協会)

・ 危険物関連のセミナー、講演討論会への参加、各機関紙からの情報収集、危険物施設の見学を実施するとともに、令和３年中の危険物に係る事故の概要（消防庁危険物保安室）を参考とし、危険物施設や危険物を取り扱う場面での、火災・流出事故発生原因や事故防止に着目した試験問題を作成する。(消防試験研究センター)

・ 自主保安体制推進のため、危険物施設等の保安に関する診断、危険物事故事例情報システムの運用、危険物保安及び自主保安に係る各種講習会の実施、新技術を活用した危険物施設の保安力強化等を実施する。(危険物保安技術協会)

３ 事故防止対策を実施する上での留意事項

平成元年から令和３年の間に危険物施設で発生した事故の調査分析を行い、火災事故及び流出事故件数の「増加時期（平成６年から平成 19 年)」及び「高止まり時期（平成 20 年から令和３年)」における事故原因について、人的要因や物的要員、業態別等による詳細分析したもの、地域別に事故の詳細分析を行い類似した傾向を持つ地域などを抽出したものを別添２に、重大事故や典型的な事故の原因及び対策をまとめた啓発資料を別添３に取りまとめた。この内容に十分に留意し、重大事故につながる要因の事故防止に重点を置いた取り組みを行っていく必要がある。

また､危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには､｢業種を超えた事故の情報の共有｣を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や、地震、津波及び風水害の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要がある。

○ <u>保安教育の充実による人材育成・技術の伝承</u>

装置の設計思想及びマニュアルの手順の背景にある原理原則の理解によるリスクアセスメントや､事故を見据えた設備等の定期点検及び日常点検を行う人材等を計画的に育成するため、危険物取扱者保安講習の受講の促進をはじめとした保安教育を充実させるとともに、特に過去の事故事例からの点検等の重要性や良好事例の共有、外部機関を活用した教育等を行うことが重要。

<u>○ 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組</u>

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適時・適切な運転、保全等を図ることが重要。

また、非定常作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等をも想定したリスクアセスメントを適時徹底して行い、残存リスクの認識とそれらに対する適切なマニュアルや体制を整備し、危険物の流出事故等を未然に防ぐことが重要。

<u>○ 企業全体の安全確保に向けた体制作り</u>

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化し、現場が相談等しやすい環境を整えると共に、安全優先の方針を社内に発信することが重要。また、予防保全や人員配置を行うためには経営層の投資判断が必要不可欠であり、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備することが重要。

その上で、ヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活

用することにより、多角的かつ継続的に安全確保方策の充実に努めることが重要。

○ 地震・津波・風水害対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震･津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ることが重要。また、風水害への備えとして、浸水ハザードマップ等を参考にした風水害対策の検証や、タイムラインに沿った対策体制移行の整理を行うことが重要。

４ 危険物関係業界における令和４年度の優良な取組事例（参考）

令和４年度に危険物関係業界が実施した優良な取組事例は別添４のとおりであり、そのうち、参考となる主な事例を以下に示す。また、危険物関係業界団体の保全等に関する表彰を受けた優良事業所などに保安・保全に関する内容を含めたヒアリング調査を実施した結果は別添５のとおりである。

・ 近年の急激な世代交代を踏まえ、現場の保安力の維持、更には向上を課題とし、各種施策を展開している。例えば、通常の危険物や高圧ガスなどの保安教育は勿論、高所転落、感電、挟まれなど VR（バーチャルリアリティ）を適用した危険体感研修を通じ、自ら怖さを体感し、気づく感性を向上させたり、訓練プラントやシミュレーターを用いて、実体験できない緊急時の処置判断や、S/U・S/D の操作訓練等、安全操業に欠かせない能力を向上させたりしている。また Know Why に力点をおいた要領書の見直し、事業所、現場に根付いた教育支援、緊急時の実践対応力向上を図っている。 （石油連盟）

・ Ａ社では、事業所において事故災害への対応手順に基づく教育・訓練を行っており、特に地震、津波については以下の内容で実施している。地震については製品供給維持によって社会的責任を果たすことを目的として、緊急出荷設備、非常用発電機の設置、及び操作訓練、 津波については、構内外への避難訓練である。それらに加えて、危険物あるいは高圧ガス施設で発災した場合の対応訓練では、シナリオ非開示型の訓練を導入し、ガス漏洩事故の訓練では、訓練開始後、漏えい個所を開示、封じ込め失敗/影響範囲の拡大への対応をテストするなど、他の事業者の見本となる訓練内容となっている。 （日本化学工業協会）

・ 人材育成・技術伝承のため、「保安推進会議での有識者による特別講演」、「保安研究会」、「産業安全塾」、「スマート保安（新技術）に関する勉強会」を実施した。 （石油化学工業協会）

・ 経営層と発電所との定期的なコミュニケーション活動等を通じ、「安全最優先」とのメッセージを現場に直接伝えると共に、現場からの意見も吸い上げることにより、経営・現場間の意思疎通の円滑化を図った。 （電気事業連合会）

以上

別紙１

令和５年度危険物等事故防止対策実施要領

・消防庁 ……１
・東京消防庁 ……２
・川崎市消防局 ……３
・石油連盟 ……５
・一般社団法人 日本化学工業協会 ……６
・石油化学工業協会 ……７
・一般社団法人 日本鉄鋼連盟 ……９
・電気事業連合会 ……10
・全国石油商業組合連合会 ……12
・公益社団法人 全日本トラック協会 ……13
・一般社団法人 日本損害保険協会 ……14
・日本危険物物流団体連絡協議会 ……15
・日本塗料商業組合 ……16
・一般財団法人 全国危険物安全協会 ……17
・一般財団法人 消防試験研究センター ……18

・危険物保安技術協会　　・・・・・・・・・・・・・・・19

―省略―

********** 以上 **********